

我孫子市パブリックコメント手続実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で民主的な開かれた市政を推進するため、条例の制定改廃その他市の基本的施策の策定過程において実施するパブリックコメント手続に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続き 条例の制定改廃その他市の基本的施策（以下「施策等」という。）の策定過程において、当該施策等の案及びこれに関連する情報を公表し、当該施策等について第3号に規定する市民等に意見を聴き、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に所在する学校に在学する者

オ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象施策等)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる施策等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たに制定する条例
- (2) 既存の条例を改正又は廃止する条例で、その内容が次のいずれかに該当するもの
 - ア 市民等に対して義務を課し、又はその権利を制限するもの
 - イ 市民生活又は事業活動に大きな影響を与えるもの
- (3) 基本構想、基本計画、個別基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改定
- (5) 新規事業に係る予算のうち一般会計に属するもの
- (6) その他実施機関が必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 施策等の策定について緊急を要する場合
- (2) 施策等の策定内容が軽微な場合
- (3) 施策等の策定について法令等に意見聴取手続が定められている場合
- (4) 施策等の策定内容が法令等に基づく場合
- (5) 条例の制定又は改廃を地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する直接請求により議会に付議する場合

(施策案の公表)

第4条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、当該施策等に係る意思決定を行う前の適切な時期に、当該施策等の案（以下「施策案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、意見提出期間を

明示するとともに、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策案の趣旨、目的及び背景
- (2) その他関連する資料で実施機関が必要と認めるもの

3 第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 我孫子市ホームページへの掲載
- (2) 次に掲げる施設等における閲覧
 - ア 施策等の所管課
 - イ 行政情報資料室
 - ウ 各行政サービスセンター
 - エ 我孫子市民プラザ
 - オ 我孫子市生涯学習センター
 - カ 我孫子市湖北地区公民館
 - キ 我孫子市民図書館湖北台分館及び布佐分館

(3) その他実施機関が適当と認める方法

4 施策案の公表に当たっては、その内容をできる限り分かりやすく提示するものとする。

(意見提出期間及び予告)

第5条 実施機関は、前条第1項の規定により施策案を公表する場合において、意見提出期間を30日以上確保するものとする。ただし、30日以上確保できないときは、施策案の公表に関し、次に掲げる事項を我孫子市ホームページへの掲載その他適切な方法により予告しなければならない。

- (1) 施策案の名称
- (2) 施策案に対する意見提出期間
- (3) 施策案の入手方法

(実施の報告及び施策案等の配置依頼)

第6条 施策等の所管課長は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめパブリックコメント手続実施報告書(様式第1号)に第4

条第2項に規定する資料を添付し、広聴担当課長に提出しなければならない。

2 施策等の所管課長は、第3条第2項の規定によりパブリックコメント手続を行わない場合は、あらかじめパブリックコメント手続実施報告書にパブリックコメント手続を行わないことができる説明資料を添付し、広聴担当課長に提出しなければならない。

3 施策等の所管課長は、パブリックコメント手続の実施に伴い、第4条第3項第2号に規定する施設等に施策案及び同条第2項に規定する資料を配置しようとするときは、パブリックコメント手続実施に伴う施策案等の配置依頼（様式第2号）により当該施設等の所管課長に依頼しなければならない。

（意見の提出方法）

第7条 意見を提出しようとする者は、我孫子市パブリックコメント意見書（様式第3号）又は次の事項を記載した書面（以下「意見書等」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 施策案の件名

(2) 住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(3) 意見及び理由

2 意見の提出方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) ちば電子申請サービス

(4) 実施機関が指定する窓口への書面の提出

(5) その他実施機関が適当と認める方法

（意見への対応）

第8条 実施機関は、前条の規定により意見提出を受けたときは、当該意見を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項について

公表する。

- (1) 意見提出により受けた意見又はその概要
- (2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、意見が次の各号のいずれかに該当するときは、意見の全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号）第7条に規定する非公開情報に該当するとき。
- (2) 意見を公表することにより第三者の権利又は利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 意見書等に住所及び氏名の記載がないとき。
- (4) 意見を求めている施策案に関連がないとき。
- (5) その他公表しないことについて正当な理由があるとき。

4 施策等の所管課長は、第2項に規定する事項を公表しようとするときは、あらかじめパブリックコメント提出意見に対する実施機関の考え方等の公表について（報告）（様式第4号）を広聴担当課長に提出しなければならない。

5 第4条第3項及び第6条第3項の規定は、第2項の公表について準用する。
（一覧表の作成等）

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、我孫子市ホームページへの掲載その他適切な方法により常時情報を提供するものとする。

（庶務）

第10条 パブリックコメント手続に関する庶務は、広聴担当課において処理する。ただし、第4条から第8条までの規定に関する庶務は、施策等の所管課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 49 号）

この告示は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 11 日告示第 192 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 24 日告示第 173 号）

この告示は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 19 日告示第 260 号）

この告示は、公示の日から施行する。